

○立命館慶祥高等学校寮生特別奨学金規程

2010年9月22日

規程第874号

(名称)

第1条 本校に立命館慶祥高等学校寮生特別奨学金(以下、「奨学金」という。)を設ける。

(目的)

第2条 この奨学金は、本校生徒の生徒寮への入寮を促し、もって本校生徒寮に入寮する者が学びの牽引役となるようこれを励ますことを目的とする。

(申請資格)

第3条 奨学金を申請することができる者は、次の各号を充たすものとする。

- ① 本校入学試験を第一志望として受験する者で、かつ中学校の学業成績が優秀な者
- ② 本校生徒寮に入寮を希望する者

(給付金額等)

第4条 奨学金は、年額500,000円を給付する。

- 2 奨学金は、給付額を前期と後期の2回に分け、寮費の一部に充当する方法により給付する。
- 3 奨学金は、継続基準を充たした者に3年生まで継続して給付する。

(募集)

第5条 奨学生の募集については、この規程によるほか、第7条に定める選考委員会において必要な事項を決定する。

(申請)

第6条 奨学生に出願する者は、所定の書類を期日までに校長に提出しなければならない。

(選考委員会)

第7条 奨学生の選考、継続、取消、および奨学金の返還の審査を行うため、選考委員会(以下、「委員会」という)をおく。

- 2 委員会は、奨学生の採用選考、継続、取消、および奨学金返還の審査を行い決定する。
- 3 奨学生の採用選考は、成績資料ほか、委員会が定める審査書類にもとづき行う。
- 4 委員会は以下の構成とする。

委員長 校長

委員 副校長、教頭、事務長、および校長が指名する者若干名

(採用人数)

第8条 奨学生の採用人数は、若干名とする。

(重複受給)

第9条 この奨学金は、他の奨学金との重複受給を妨げない。

(採用手続)

第10条 奨学生に採用された者は、別に定める採用手続書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(継続基準)

第11条 継続基準は、1年および2年修了時に、当該学年の学業評定平均値4.1以上の成績であることとする。

(報告)

第12条 奨学生の採用については、選考結果等を一貫教育委員会に報告しなければならない。

(受給資格の喪失)

第13条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当し、委員会が奨学生の採用を取り消した場合には、その時点から受給資格を失う。

- (1) 就学の継続が不可能なとき。
 - (2) 学業成績または生活態度が不良となったとき。
 - (3) 学校内外において、反社会的な行動または著しい人権侵害をおこなったとき。
 - (4) 本校学則にもとづく懲戒処分を受けたとき。
 - (5) 途中退寮することになったとき。
 - (6) その他奨学生として適当でないと認められたとき。
- 2 奨学金の受給資格を失った場合には、校長は直ちに奨学金の支給を停止する。
- 3 受給資格を喪失した以降に奨学金を給付した場合には、校長は当該奨学金の返還を求め

(返還)

第14条 前条により奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して1ヶ月以内に所定の奨学金を返還しなければならない。

(実施細目)

第15条 本奨学金に関するその他の実施細目は、委員会が定める。

(規程の継続、改廃)

第16条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2010年9月22日から施行する。
- 2 この規程は2011年度から2013年度の入学生に適用する。

附 則（2014年5月14日受給資格喪失事由の変更に伴う一部改正）

この規程は、2014年5月15日から施行し、2014年4月1日から2019年3月31日までに入学した者に適用する。